

令和5年8月17日

# 令和5年度「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

## 1. 「介護サービス情報の公表」制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するためのしくみとして、介護保険法で定められている制度です。

新規に介護保険指定事業者として指定を受けて公表対象サービス\*1を実施する事業所は、報告（調査票の提出）\*2・訪問調査\*3及び公表\*4並びに公表手数料\*5・調査手数料\*6の納付が義務付けられています。

※公表手数料・調査手数料は不課税です。

## 2. 本市における「介護サービス情報の公表」制度の実施

本市においては、利用者・家族のサービス選択を支援していくこと等を目的に次のとおり実施いたします。

- 訪問調査については、国のガイドラインに基づき、「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」を定め、これにより訪問等調査を実施します。
- 公表・調査に要する手数料については、所定の納入通知書により本市にお支払いいただきます。

\*1 公表の対象となるサービスについては、「3. 公表対象サービス」(P. 3)をご覧ください。

\*2 報告(調査票の提出)については、「6. 調査票の提出」(P. 6)をご覧ください。

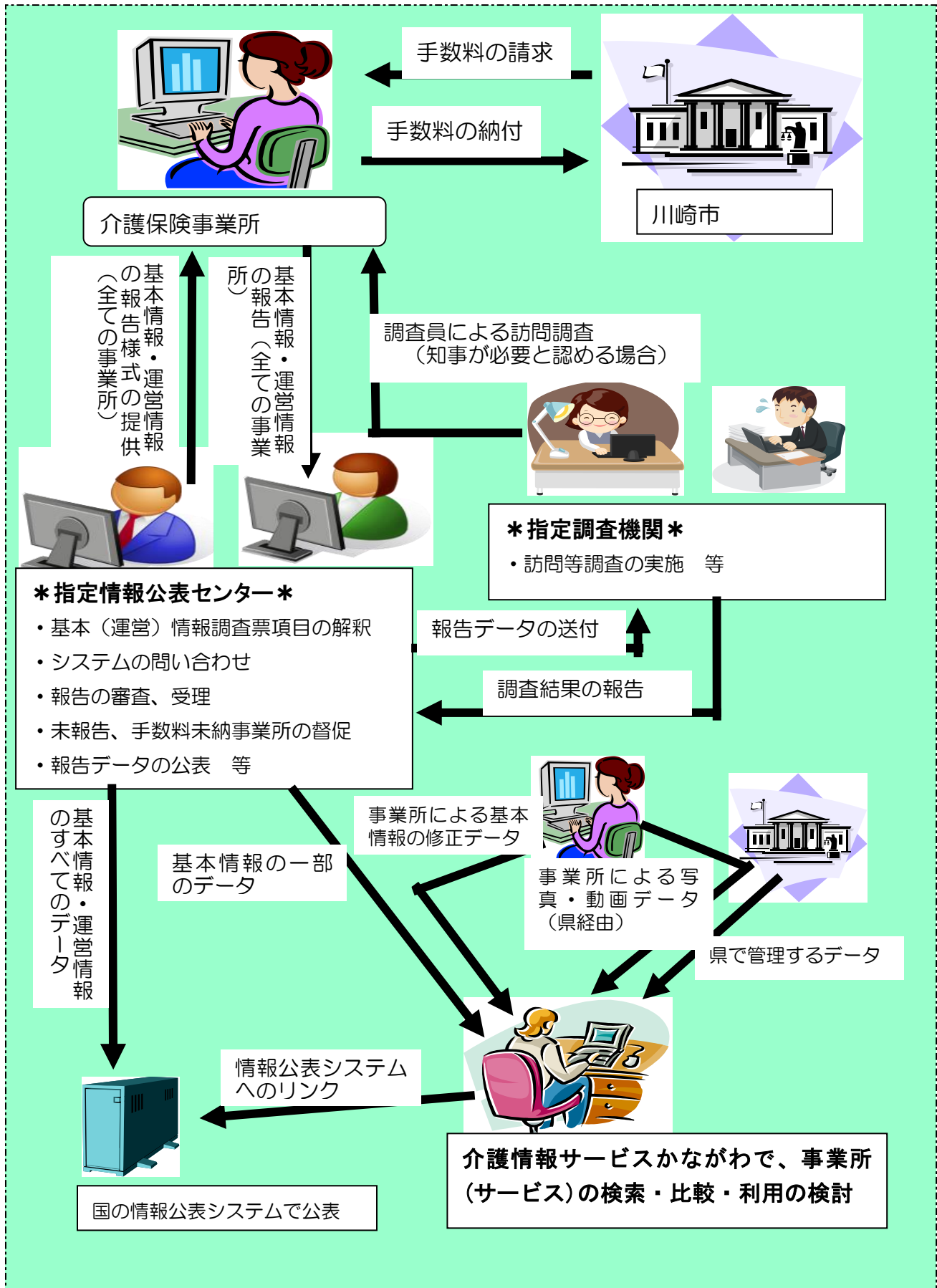
\*3 訪問調査の実施については、「7. 訪問等調査」(P. 7)をご覧ください。

\*4 公表については、「9. 情報の公表について」(P. 10)をご覧ください。

\*5 公表手数料については、「4. 公表手数料(公表事務に関する費用)」(P. 4)をご覧ください。

\*6 調査手数料については、「5. 調査手数料(調査事務に関する費用)」(P. 5)をご覧ください。

「介護サービス情報の公表」制度のながれ



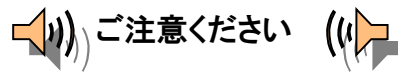
### 3. 公表対象サービス

公表の対象となるサービス

次のサービスが対象となり、報告・調査は、個々のサービスごとに行いますが、公表・調査に要する手数料は、グループごとにお支払いいただくことになります。

#### 公表対象サービス（グループ別）

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、療養通所介護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）、特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
- 10 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- 11 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- 12 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑱ 複合型サービス（看護小規模多機能居宅介護）
- ⑲ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）



- ・公表は、個々のサービスごとに行います。『計画通知書』は事業所（サービス）ごとにお送りしています。
- ・郵送された計画通知書は重要な書類ですので、1年間大切に保管願います。

#### 4. 公表手数料（公表事務に関する費用）

##### （1）公表手数料（公表事務に関する費用）とは

公表手数料は、報告書の受理・審査、指定調査機関との調整、指定調査機関から提出される調査結果報告書の受理・審査、公表計画の策定・管理、苦情・相談窓口業務、報告システム（基本情報、運営情報の報告受理、事業所の写真、動画の受理等）サーバーの設置・保守・メンテナンス、データの入力・修正等に係る経費が主な内訳です。本市における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するための指定情報公表センターの運営費用です。

##### （2）手数料の金額等

公表手数料は、市条例により金額が定められており、次のとおりです。

介護サービス情報公表の公表手数料 5,000円

※公表手数料は不課税です。

公表手数料は、グループ単位での納付となります。同一事業所において同一グループ内に対象サービスが1件でも、複数件でも同額の納付となります。

##### [例1]

「訪問介護」「夜間対応型訪問介護」の2サービス事業所を運営しているA法人の場合  
 ……5,000円×1グループ=5,000円

##### [例2]

「訪問介護」「夜間対応型訪問介護」「訪問入浴介護」の3サービス事業所を運営しているB法人の場合 ……5,000円×2グループ=10,000円

公表手数料につきましては、本市から送付される計画通知書に同封の納入通知書によりお支払ください。

手数料は、納入通知書記載の期日までに納付していただきます。納付後、納入通知書の領収証を川崎市指定情報公表センターへFAXで送信してください。

[https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/kawasaki/format.html](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/format.html)

なお、納付していただいた手数料は原則として返還いたしません。

**5. 調査手数料（調査事務に関する費用）****(1) 調査手数料（調査事務に関する費用）とは**

調査手数料は、訪問調査、事業所との調整、調査結果報告書の審査、公表センターへの報告、苦情・相談窓口業務等に関する経費が主な内訳です。本市における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するための、川崎市指定調査機関（以下「調査機関」という。）の運営費用です。

**(2) 調査手数料の金額等について**

調査手数料は、市条例により金額が定められており、次のとおりです。

介護サービス情報公表の調査手数料 20,000円

※調査手数料は不課税です。

調査手数料は、グループ単位での納付となります。同一事業所において同一グループ内に対象サービスが1件でも、複数件でも同額の納付となります。

**[例1]**

「福祉用具貸与」「介護予防福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「特定介護予防福祉用具販売」の4サービス事業所を運営している場合

・・・20,000円×1グループ=20,000円

**[例2]**

「訪問介護」「夜間対応型訪問介護」「居宅介護支援」の3サービス事業所を運営している場合

・・・20,000円×2グループ=40,000円

調査手数料につきましては、本市から送付される計画通知書に同封の納入通知書（公表手数料と合算されています。）によりお支払いください。

手数料は、納入通知書に記載の期日までに納付していただきます。納付後は、納入通知書の領収証を川崎市指定情報公表センターへFAXをしてください。

[https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/kawasaki/format.html](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/format.html)

なお、納付していただいた手数料は原則として返還いたしません。

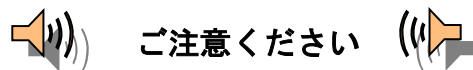
## 6. 調査票の提出

### (1) 「介護サービス情報の公表」制度における調査票

ご報告いただく調査票には「基本情報調査票」と「運営情報調査票」の2種類があります。

#### [基本情報調査票]

- ・ 事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間等、事業所の基本的な情報です。
- ・ 公表対象となる全ての事業所が報告しなければなりません。



公表の対象となったそれぞれのサービスについて、基本情報調査票の作成、報告が必要になります。

提出された報告内容を確認させていただき、再提出のお願いをする場合があります。

報告された情報の一部は「介護情報サービスかながわ」に転載されます。正確に報告するとともに、必ず、報告内容の再確認をお願いします。後日、調査員が訪問し、報告内容を確認します。

#### 【参考】[運営情報調査票]

- ・ 事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項等の情報です。
- ・ 新規に指定された事業所は運営情報調査票を提出する必要はありません。

### (2) 調査票の作成、提出方法

基本情報調査票は、指定情報公表センターのホームページに掲載する『調査票記入マニュアル』で各項目の留意事項を必ず確認の上、作成してください。

調査票の作成及び報告はインターネット上の「ウェブ報告システム」を使って行います。操作の詳細は【10 お問合せ】の指定情報公表センターのホームページに掲載する『報告システム操作ガイド』をご覧ください。

なお、調査票報告期日は市から郵送された『計画通知書』に記載されていますので、ご確認の上、必ず期日までにご報告願います。

## 7. 訪問等調査

### (1) 訪問等調査の実施対象

「P 1 2～1 3. 公表・訪問等調査の対象等について」のとおりです。

それ以外の年度に介護保険指定事業所として新規に指定を受けた事業所については、今年度の訪問等調査は行いません。

### (2) 訪問調査日

指定調査機関が事業所と調整のうえ、調査日時、担当訪問調査員氏名等を通知いたします。



ご注意ください



・指定調査機関以外からの「介護サービス情報の公表」制度を騙る勧誘、請求等にはくれぐれもご注意ください。

不審な勧誘、請求等があった場合には、川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課管理係（電話044-200-2678）までご連絡をお願いします。

### (3) 調査の方法

指定調査機関に所属する調査員（原則1名）が事業所を訪問し、事前にご報告いただいた「基本情報調査票」の確認をいたします。

原則、基本情報調査票全ての項目の口頭による確認を行いますが、従業員項目や料金項目の一部は書面等との突合や計算を次のように行います。

①勤務表等と突合が必要な項目（常勤換算等、一部計算を行う）

（介護部分の）従業員、資格者の数、常勤換算、1週間の勤務時間

②調査票記入のための材料と突合が必要な項目

（施設全体の）従業員、資格者の数、常勤換算、利用者が負担する費用の部分

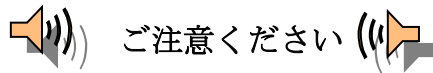
③調査員が口頭で確認する項目

上記①②を除く全ての基本情報項目

また、訪問調査時には原則として、事業所の管理者の方に立会っていただきますようお願いいたします。管理者以外の方が立会う場合は、委任状のご用意をお願いします。

※ 委任状の様式は、次の公表センターのホームページアドレスからダウンロードができます。

[https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/kawasaki/format.html](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/format.html)



「確認のための材料」は、厚生労働省老健局振興課長通知に基づき、原本を確認します。法人本部等で原本を保管されている場合は、調査当日までにお取り寄せをお願いします。

調査を円滑に進めるため、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護情報サービスかながわから運営状況点検書用のものをダウンロードし、ご使用ください。

同意いただいた後に運営情報の調査結果について訂正はできませんので、予めご了承ください。

#### (4) 調査にあたって

訪問等調査の前に「確認のための材料」となる書類等の原本をご用意いただき、円滑な調査の実施にご協力ください。また、長時間にわたる調査の場合、調査員が昼休み等を頂戴する場合がございますので、ご理解願います。

全項目の確認が終了した後、調査に同席していただいた管理者の方に同意の署名をいただき、調査は終了となります。

## 8. 介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針

### 1 目的

この指針は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の35に規定されている介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の実施について、「『介護サービス情報の公表』制度における調査に関する指針策定のガイドライン」（平成24年3月13日老振発0313第1号厚生労働省老健局振興課長通知）に基づき、本市における情報公表制度に係る訪問調査（以下「調査」という。）が適切に実施され、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

### 2 対象事業所及び項目

#### (1) 訪問等調査を実施すべきもの

ア 新規指定（許可）を受けた事業所にあつては、指定（許可）を受けた年度から3年間は、基本情報及び運営情報について調査する。

ただし、指定（許可）を受けた当該年度にあつては、基本情報についてのみ調査する。

イ 指定（許可）の更新を受けた事業所にあつては、原則として、指定（許可）の更新を受けた後の指定の有効期間の開始日から満了日までの6年間のうち2年は、基本情報及び運営情報について調査する。



ウ 基本情報に係る報告が、川崎市が管理する介護保険指定機関等管理システムのデータと齟齬がある事業所にあつては、翌年度において、基本情報及び運営情報について調査する。

エ ア～ウに該当せず、調査対象とならない事業所にあつて、自ら調査を希望する場合は、事業者の希望に応じ、基本情報又は運営情報若しくは、その双方について調査する。

オ 次に該当する事業所にあつては、ア～ウの規定に関らず、別に定めるところにより調査を実施する。

(ア) 当該年度に調査が終了していない事業所

(イ) この指針の施行の日前において、調査が終了していない事業所

## (2) 訪問等調査を行わないもの

第三者性がある評価機関により、次のア～オに規定する評価を受けた事業所にあつては、当該事業所の申出により、原則として評価を受けた翌年度の情報公表制度に係る訪問等調査を実施しない。なお、申出の方法等については、別に定める。

ただし、新規指定（許可）を受けた事業所及び事業者が自ら調査を希望する場合にあつては、訪問等調査を実施する。

ア 福祉サービス第三者評価

イ 地域密着型サービス外部評価

ウ 介護サービス評価

エ 特定施設外部評価

オ その他、公正、客観性があると市が認めた評価

## (3) その他

報告内容に虚偽が疑われる場合や、公表内容について、利用者等からの通報により疑義が生じた場合には、指定権者の指導・監査部局と連携し、必要項目についての調査を実施する。

## 3 調査対象事業所の公表

訪問等調査を実施する事業所は、毎年、市長が策定する調査計画に位置付け、計画通知書により事業者へ通知するとともに、指定情報公表センターのホームページで公表する。

## 4 調査員

訪問調査を実施できる調査員は、介護保険法施行令第37条の7第1項の規定により、同項に規定する介護サービス情報公表制度調査員養成研修の課程を修了し、本市の調査員名簿に掲載された者とする。

ただし、平成30年4月1日以降に、他都道府県及び政令指定都市の介護サービス情報公表制度調査員養成研修の課程を修了した者については、当該修了者の同意のうえ本市調査員名簿に掲載することで、本市の訪問調査を行うことができるものとする。

## 5 その他

本指針に定めのない事項にあつては、川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長がその都度定める。

## 附則

この指針は平成30年6月18日から施行する。

この指針は令和元年8月19日から施行する。

## 9. 情報の公表について

### (1) 介護サービス情報公表システムについて

対象事業所の情報は、公表計画に基づき順次公表されます。また、報告された情報は「介護情報サービスかながわ」に転載されます。

介護サービス情報公表システム  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>  
 介護情報サービスかながわ  
<https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>

### (2) 公表内容

基本情報の内容については、公表を行った後でも、変更を行うことができます。変更情報の提出は随時受け付けますが、公表情報の差し替えは一定期間ごとに行うため、受付日によっては、介護サービス情報公表システムへの反映まで時間をいただく場合がありますので予めご了承ください。

毎月20日頃までに、報告システムにおいて、修正した公表の基本情報が翌月1日に「介護情報サービスかながわ」に反映されます。

## 10. お問い合わせ

不明な点等がございましたら、各担当窓口へご連絡ください。

- ・ スケジュールに関すること
- ・ 基本情報及び運営情報調査票の作成、提出方法、システムに関すること
- ・ 介護サービス情報公表システムに関すること 等

※お問い合わせ、お電話の前に公表センターホームページ内のQ&Aをご確認ください。

**川崎市指定情報公表センター**（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

ホームページ

[https://center.rakuraku.or.jp/service\\_office/kawasaki/](https://center.rakuraku.or.jp/service_office/kawasaki/)

〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

TEL 045-227-5690（平日9:00～17:00）

FAX 045-227-5691

- ・ 調査日程、予約、調査全般に関すること 等

調査を担当する川崎市指定調査機関については「計画通知書」に記載されていますので、ご確認のうえ、当該調査機関にお問い合わせください。

- ・ 市通知の内容に関すること
- ・ 公表事務に関する費用、調査事務に関する費用の納付に関すること
- ・ 公表手数料、調査手数料、支払用紙の紛失等による再発行依頼 等

**川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課管理係**

TEL 044-200-2678 (平日 8:30~12:00 13:00~17:15)

FAX 044-200-3926

## 公表・訪問等調査の対象等について

## ◆公表対象の考え方

令和4年1月1日～令和4年12月31日の介護報酬の受領額が100万円を超えたサービスが対象となります。

通所介護と介護予防通所介護を実施している事業所で、通所介護のみ介護報酬の支払受領額が100万円を超えていた場合、通所介護のみが対象となります。

また、調査対象サービスが複数ある場合は※基本的に全てのサービスの調査を行います。

※同一事業所で一体的に運営している介護サービスと予防サービスがそれぞれ調査対象であった場合は、1回の調査として実施いたします。

公表の対象となったサービスは、市から郵送する『計画通知書』に記載されていますのでご確認ください。

## ◆訪問等調査の対象について

以下の年度に新規指定を受けたサービスが、今年度の調査対象となります。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 平成13年度（2001年4月1日～2002年3月31日）の新規指定      |
| 2 | 平成16年度（2004年4月1日～2005年3月31日）の新規指定      |
| 3 | 平成19年度（2007年4月1日～2008年3月31日）の新規指定      |
| 4 | 平成22年度（2010年4月1日～2011年3月31日）の新規指定      |
| 5 | 平成25年度（2013年4月1日～2014年3月31日）の新規指定      |
| 6 | 平成28年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の新規指定      |
| 7 | 令和3年度～令和4年度（2021年4月1日～2023年3月31日）の新規指定 |
| 8 | 令和5年度（2023年4月1日～）の新規指定 ※みなし指定以外        |

（注意点）

介護サービスと介護予防サービスで指定年度が異なっている場合、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、介護予防サービスのみが調査対象となっている場合、介護予防のみの調査は行わず、次年度以降に介護サービスと併せて調査を行います。

また、手数料におけるグループ内の複数のサービスで指定年度が異なっている場合、今後、調査年度が連続してしまうことを避けるため、今年度、主たるサービスに併せてグループ内の附帯サービスの調査を行います。

## 公表対象サービスの例

## A 事業所

- ◎ 訪問介護 介護報酬額100万円以上/年 平成28年5月開設 (対象・調査有)  
 × 夜間対応型訪問介護 介護報酬額100万円未満/年 平成30年5月開設 (対象外)

## B 事業所

- 訪問介護 介護報酬額100万円以上/年 平成29年5月開設 (対象外・調査なし)  
 ○ 夜間対応型訪問介護 介護報酬額100万円以上/年 令和3年5月開設 (対象だが調査なし)

## C 事業所

- ◎ 訪問介護 介護報酬額100万円以上/年 令和3年5月開設 (対象・調査有)  
 ◎ 夜間対応型訪問介護 介護報酬額100万円以上/年 令和4年5月開設 (対象・調査有)

内訳 ◎…報告・調査対象 ○…報告対象・調査不要 ×…公表対象外

## ◆訪問調査の免除について

## 訪問調査が免除されるサービス

調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に受審した事業所にあつては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることより、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。これは事業主が申し出ることによって適用し、申出がない場合は計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

- ◆福祉サービス第三者評価
- ◆地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ◆介護サービス評価
- ◆特定施設外部評価
- ◆その他、公正、客観性があると市が認めた評価

また、次に掲げるものは評価に該当しませんので、予めご了承ください。

- ◆行政による指導監査、実地調査
- ◆運営法人が行う事業所評価
- ◆民間企業が行うコンサルティング
- ◆職員の自己評価